

本論文は、星加氏が、ディスアビリティを解消可能なものとして概念化する理論構築が必要であるという立場から、論理的な水準で解消可能性に関かれ（「解消可能性要求」）、他の「問題」との弁別の基準を持ち（「同定可能性要求」）、解消要求が素朴な社会規範との関連で妥当性を持ち（「妥当性要求」）、内部の質的な多様性を適切に表現し得る（「多様性要求」）ディスアビリティ理論の探求、を究明したものである。

第1章は、1970年代から活発化したディスアビリティ理論の展開を、「個人モデル」から「社会モデル」へのディスアビリティ理解のパラダイムシフトがもつ認識論的な意義に着目して整理し、どのような前提が共有されるようになったのかを明らかにした。その上でそうした前提を共有する現状のディスアビリティ理論では十分に掬い上げられない問題について、高齢者施策と障害者施策との「統合問題」、労働における差別禁止の実態的効果、「自己決定」の理念が有する両義性や限界、といった論点を取り上げながら現実に即して指摘したことによって、現状のディスアビリティ理論の限界を鋭く指摘する。

第2章は、従来の「社会モデル」の理論構成では、障害者の経験する「不利益」を特有なものとして同定することができず、結果としてその解消の主張の論理的妥当性が減殺されている点を指摘し、ディスアビリティ理解の焦点である「不利益」についての新たな概念化を提示する。それは、特定の基準点に照らして主観的・社会的に否定的な評価が与えられるような、特定の社会的状態として、「不利益」を捉えるものである。このように社会的状態の評価をめぐる規範的な論点を理論内部に組み込むことによって、「不利益の更新」という現象を生じさせる原理的構造の存在を明確に浮かび上がらせようと試みる。

第3章は、常に更新されてくる「不利益」をめぐる展開されるポリティクスにおいて、特定の「不利益」を特に解消されるべきものとして提示するための規範はいかに主張され得るのか、またそうした闘争はいかにして調停され得るのか、という問題にアプローチする。まずディスアビリティを「差別」の問題として位置付けようとする一般的な議論の限界を指摘し、このテーマについての最も展開してきた立岩真也氏の一連の論考について検討、その意義と限界について明らかにする。そしてそこで得られた知見と着想を引き継いだ上で、その限界点を突破する可能性を持つ新たな視角として、「不利益」が特殊な形（「複合化」および「複層化」）で個人に集中的に経験される現象としてディスアビリティを把握することを提案する。

第4章では、前章までの検討を通じて得られた知見を、(1)「不利益」の「記述的」な特定という幻想、(2)「不利益」の原因論をめぐる二元論的な理解、(3)「不利益」の非文脈的な特定という前提、に関する相対化および乗り越えという観点から改めて整理し、その上で、(4)従来のディスアビリティ理論が制度的位相に限定された理論的枠組みであった、とを結論づけ、それに対し、そこで捨象されてきたディスアビリティの非制度的位相への着目の重要性を主張し、非制度的位相における「不利益」の生成・増幅・再編のプロセスとメカニズムについて論じることにより本論文のディスアビリティ理論の全体像を示した。同時に、ここで示されたディスアビリティ理論と、現在世界的に最も広範に影響力を有している「障害」についての認識枠組みであるICF（国際生活機能分類）との、理論的異同について確認した。

第5章は、ディスアビリティ解消を志向する既存の思想や運動について、その論理を本論文の議論の文脈に関わらせ、この論文の提示するディスアビリティ理論の現実的妥当性を検討した。その結果、この理論が制度的位相のとは異なる視点を与えられるとともに、ミクロな関係性や相互行為場面、文化運動の中にもディスアビリティ解消の論理が確認され、その中に多様で局所的で現実的なディスアビリティ解消の可能性を読みとることを可能としている。

このように本論文は、従来のディスアビリティ理論の前提を組み換えることによって、ディスアビリティを解消可能なものとして概念化する理論構築を、「解消可能性要求」、「同定可能性要求」、「妥当性要求」、「多様性要求」の観点から論じ、この領域に新たな道を拓こうとする野心的な論文である。難点を指摘すれば、ディスアビリティの解消・妥当性の議論はこれで充分かどうか、関係性の中で不利益を考えるそこから帰責性を論ずる、という方法もあるのでないか等、の指摘もあった。

しかし従来の「社会モデル」を批判的に検討し、不利益がせめぎ合う場として非制度的位相での相互行為からのディスアビリティ解消の多様な可能性の理論化は、この領域に新領域を開拓したものであり、その努力と貢献は大きい。

したがってこの研究は学界に大きく貢献するものとして評価されよう。よって本審査委員会は、本論文が博士（社会学）の学位に相当すると判断する。